

適正規模及び適正配置に取り組む際の留意事項

1 適正化に向けた具体的な取組に当たって

(1) 基本姿勢

より良い学校、魅力ある学校をつくることを何よりも第一の目的として、学校教育の受益者は児童生徒であり、その保護者の声を重視しつつ、地域住民とも教育上の課題を共有しながら、地域とともにある新しい学校をつくることを目指すことが重要である。

(2) 保護者等とともに

具体的な取組に当たっては、教育委員会が一方的に進めるのではなく、まずは、関係する保護者や地域住民（以下「保護者等」という。）とともに、課題認識、将来ビジョン等を共有し、協議を行いながら進めることが重要である。

ア 保護者等への説明

基本方針について、具体的な取組を進める学校の保護者等に説明を行うなど周知を図る。

イ 地域協議会の設置及び協議

当該学校の保護者等や学校関係者などで構成する地域協議会を設置し、地域協議会では、教育委員会が作成する実施計画案を基に協議を行う。

地域協議会においては、適正化に向けた取組による効果や課題の共通理解を図りながら協議を行う。

(3) 実施計画の策定

実施計画は、教育委員会が作成した実施計画案をもとに地域協議会において協議された結果を踏まえ、教育委員会が策定することとする。

(4) 市長部局との連携

姫路市総合計画や姫路市教育振興基本計画はもとより、市が行う地域活性化施策等とも整合を図りながら進める必要がある。

2 適正化に伴う魅力ある学校づくり

地域協議会においては、適正化後の学校の将来ビジョンを保護者等と構築し、共有しながら、次のような事柄について協議し、魅力ある学校づくりを目指すことが重要である。

- (1) 保護者等の参画により学校運営の改善に取り組む「学校運営協議会制度」（コミュニティ・スクール）を導入するなど、保護者等と学校のより密接な協働関係を構築する。
- (2) 小中学校段階を一体的に捉えることにより、学校行事の活性化や異学年交流の機会拡大、あるいは、小中学校教職員協働の授業研究やT T（ティームティーチング）による授業の実施など、小中一貫教育の更なる充実を図る。
- (3) 各教科や総合的な学習の時間等を有機的に関連させ、校区内の多様な文化・風土・歴史・産業等の教育資源を積極的に活用した教育活動を展開することにより、地域学習やふるさと教育など、特色ある教育を実施する。
- (4) 義務教育学校に移行することにより、英語科やことばに関する教科等、現行の学習指導要領によらない教育課程を編成し、実施する。また、ユネスコスクールの指定や文部科学省などによるキャリア教育、食育などの研究指定を活用する。
- (5) 統合に伴い学校施設の改修が必要な場合、これに合わせて教育環境改善のために必要な改修の実施を検討する。また、校区内にコミュニティの拠点となり得る施設の有無を考慮した上で、地域への学校開放を前提としてコミュニティスペースを設けるなど、施設面の工夫について検討する。

3 適正化により生じる課題への対応

(1) 通学手段の確保

適正化により、通学距離について国の手引に示されている、おおむね小学校では4 k m以上、おおむね中学校では6 k m以上になる場合は、スクールバスの運行等で安全な通学手段を確保する。なお、通学時間はおおむね1時間以内とし、児童生徒が登校後スムーズに学習活動に入れるよう配慮する必要がある。

(2) 児童生徒にとっての環境変化への対応

適正化による新たな環境への適応を継続的に支援する観点から、必要に応じて、スクールカウンセラー等の支援を受けられる体制の整備、加配教員の配置、統合前の学校の教員を統合後の学校への優先的な配置、不安や悩みに関するアンケート調査の実施、必要に応じた家庭訪問又は面談の実施等の工夫を行う必要がある。

(3) 学校跡地の活用

学校は、防災拠点としての役割や、地域における文化・スポーツの活動拠点としての側面を持っている。学校がこうした側面を持つことを踏まえ、学校跡地の活用については、学校に代わる地域コミュニティのための施設として活用する観点からも、その在り方を検討することが重要である。